

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評 価 内 容	評 価
団体のあり方	当該財団は、県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護に関する普及啓発活動を展開し、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域振興に寄与することを目的としている。 また、地球温暖化防止活動の推進、環境保全や環境教育の担い手として島根県における中核的な役割を果たしている。今後もこの財団の果たす役割と期待は大きい。	A
組織運営	公益財団として、理事会及び評議員会を適切に開催している。また、三瓶自然館の運営方法を検討するために三瓶自然館運営委員会を開催し、教育関係者や地元関係者等との意見交換が行われ、適切なアドバイスや意見を受け運営に生かしている。 人件費抑制を進めながらも、業務効率化やコスト縮減により、サービス向上のための人員配置や職員研修を行い職員の資質の向上に努めている。 また、各種規程の見直しを適宜行い、適正な組織運営に努めている。	A
	県の人的関与について	
事業実績	三瓶自然館及び附属施設の管理運営を適切に行いながら、企画展や各種観察会・イベントの開催、あるいは新聞等での寄稿・掲載を通じて、自然保護・自然環境思想の普及啓発や環境教育に貢献し、各施設の利用促進を図っている。 調査部門では、調査業務の受託に加え、各学芸員がそれぞれのテーマに基づいて独自に研究活動を行い、自然環境分野における調査研究機関として活動の幅を広げている。 環境保全活動支援事業では、県民の環境に対する関心が益々高まる中で、環境問題の啓発や環境保全活動に対する支援を適切に実施している。 北の原キャンプ場は大田市から指定管理者に指定され、施設の老朽化が進むなか、適切な管理運営を行っている。	A
財務内容	当該財団の性格上、財源のほとんどを指定管理料収入に頼っているが、収入確保やコスト削減に努めており、当面安定した財務状況が見込まれる。	A
	県の財政的関与について	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	(1)指定管理者制度における指定管理料の仕組みについて	この課題は、指定管理者制度導入当初から認識していたが、行政の予算制度のなかでは対応が難しいものとされてきた。 R5年、県では、近年の労務費・物価等高騰については、基本協定における「不可抗力」とみなし、各単価の上昇分についてR6指定管理料を増額する方針が示された。 また、県には経営評価制度等により議会へ状況を伝える術があり、こういった制度を活用しながら状況を訴えていくこととしている。 今後も、あらゆる機会を通じて、各行政に対し粘り強く状況を訴え、改善を求めていくこととしている。	指定管理制度に対して課題認識を持ち、指定管理者の立場から、よりよい制度にしていこうという姿勢は評価できる。指定管理制度における要望については、関係部署に伝えていきたい。
	(2)組織体制の強化、雇用・人材育成サイクルの確立	第4期指定管理期間(R5～R12)では、多くの定年退職が予定されているが、あらかじめ策定した人事計画に基づき、計画的に募集・採用を行い、組織体制を維持することとする。 依然、世代交代をスムーズに実施するための要員を配置するほどの財務的な余裕はないため、突発的な退職者の早期把握に努め、再雇用制度の活用や臨機の職員採用により、適切な人員交替・業務継承となるよう目指す。	指定管理施設の立地条件が厳しい中で、人材の確保や育成のための戦略を立て、組織体制の維持及び専門性の継続的確保に努めていることを評価する。
	(3)給与待遇の向上、見合う人件費財源の確保	R4での三瓶自然館施設の第4期指定管理者公募では、職員数想定等が見直され、指定管理料は第3期中間見直し後に対し増額されたため、人件費に充てる財源の見込みがたつた。 これを受け、直ちに給与制度の見直しを検討し、第4期指定管理者として確定後、R5年4月、給与規程を改正し、若手職員を中心とした給与待遇の改善を図った。 また、昨今の労務費高騰に対し、県は基本協定上の不可抗力とみなし、R6年の指定管理料を増額する方針が示されたため、R6年4月、それを財源に再度規程を改正(R6.4)し、ペースアップを行った。これによって、ようやく県内の一般的な事業所の平均給料額に比肩できる水準となった。 しかしながら、当財団の職員が持つ知識・専門性、指定管理事業以外での行政への貢献等を考慮すれば、まだまだ不十分な待遇であり、今後も、指定管理における財務的な課題を訴えていくとともに、環境事業に係る補助金、大田市施設の指定管理料において、相応の財源が確保できるよう目指すものとする。	
	(4)利用や状況に合わせた施設の改修	引き続き情報提供や要望の提案を行い、機能充実を目指す。	当該財団及び関係部署と相談しながら進めていきたい。
	(5)利用料金設定について(前年(5)に同じ)	指定管理者制度では、指定管理料は運営経費の全額を担保しているわけではなく、不足は指定管理者努力によって補う仕組みであり、故に利用料金の設定裁量は、基準額の±20%の範囲で指定管理者に任されているものと理解している。 県から示された案は、指定管理者が努力して増収しても、一定額以上からは県に徴収される仕組みであり、創意工夫や意欲を失わせる、指定管理者制度の根幹を揺るがすものと考えられる。 県におかれては、適切な制度理解、運用を図られることを願うとともに、適切な基準額設定をされるよう引き続き訴えていく。	指定管理制度における要望については、関係部署に伝えていきたい。
総合コメント			
<p>当該財団は、三瓶自然館の管理運営を目的に設立された団体を前身としており、三瓶自然館や三瓶小豆原埋没林公園、また大田市から北の原キャンプ場の指定管理を受けて、大山隠岐国立公園三瓶山地区のビジターセンターや三瓶地域の観光の拠点施設として大きな役割を果たすとともに、地域や学校と連携した自然とのふれあいの環境学習の場づくりに貢献してきた。</p> <p>令和5年度は第4期指定管理期間の初年度にあたるが、創意工夫を凝らした企画展の開催や自然保護啓発の取組など積極的に行われた。</p> <p>近年環境に対する関心が益々高まる中で、島根県全般の自然環境に関する調査研究や生物多様性の保全、地球環境の保全を担う団体として、学芸員の専門性及び地域や学校との連携を生かし、今後も県内全般の環境保全に寄与することを期待する。</p>			